

基本財産担保提供承認申請について

基本財産の担保提供

施設の整備や、運営費の確保のために基本財産の担保提供が必要となる場合があります。基本財産は法人が社会福祉事業を実施するための重要な資産であることから、担保提供にあたっては所轄庁の承認、もしくは意見書が必要となります。（※福祉医療機構からの借入、及び協調融資に伴うものは除く）これらの手続きを行わずに、金融機関へ担保提供を行うことはできませんのでご注意ください。

「基本財産担保提供承認申請」を行う場合

「基本財産処分承認申請書」及び必要書類を添えて提出してください。担保提供の承認は、「担保提供の目的の妥当性」「担保提供の必要性」「担保提供方法の妥当性」「担保提供に係る意思決定の適法性」等を考慮して判断します。このため、根抵当の設定は認められません。計画が固まった段階で、**事前に**相談及び申請を行ってください。

■ 必要書類

- ① 基本財産担保提供承認申請書
- ② 理事会及び評議員会の議事録（写）
- ③ 不動産登記事項証明書
- ④ 財産目録
- ⑤ 金銭消費貸借契約書（写）
- ⑥ 償還計画書
- ⑦ その他所轄庁が必要と認めた書類

「民間金融機関からの借入に関する意見書」を求める場合

平成 31 年 3 月 29 日「社会福祉法人の認可について（通知）」の改正により、「基本財産担保提供承認申請」によらず、担保提供ができるようになりました。ただし、**以下の要件をすべて満たす必要があります。**

「民間金融機関からの借入に関する意見書」により基本財産に担保を設定する場合の要件

- **定款に定めていること。（下記参照）**
- **社会福祉施設整備（新築、増設、改築）に対する貸付であること。**
※設備整備のみの場合や、運営費に対する貸し付けは対象外。
- **担保に供する財産は、当該貸し付けを受けて整備する施設（土地を含む）であること。**
※法人が所有する他の施設は対象外。

定款例（抜粋）

（基本財産の処分）

第二十九条

（略）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（※上記は任意的記載事項）